

令和 7 年 第 9 回 定例教育委員会 会議録

招集日時		令和 7 年 9 月 1 6 日 午後 6 時 3 0 分			
開会日時		令和 7 年 9 月 1 6 日 午後 6 時 3 0 分			
閉会日時		令和 7 年 9 月 1 6 日 午後 7 時 1 0 分			
開催場所		ふじみ野市役所 本庁舎 3 階 A 3 0 1 会議室			
教 育 長		朝 倉 孝			
委員出席席状況	席番	氏 名	出席別	説明のため出席した者	
	1	茂井万里絵	出席	教 育 部 長 内田 和明	社会教育課長 木村 裕之
	2	西山 幸吉	出席	教育総務課長 星野 光	上福岡西公民館長 松原 秀洋
	3	吉野 榮	出席	学校教育課長 清水 篤史	主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 井上 樹朗
	4	星野 弘明	出席	学校給食課長 山崎 純	
				主幹兼あおぞら学校給食センター所長 大高 修一	
書 記	教育総務課係長 田島 輝		傍聴人数		1 人
会 議 概 要					
議 事 等					
報告第 3 1 号		専決処理に関する報告について（令和 7 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 3 号）について）			
報告第 3 2 号		専決処理に関する報告について（財産の取得について）			
報告第 3 3 号		専決処理に関する報告について（財産の取得について）			
第 3 4 号議案		ふじみ野市立公民館条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則（可決）			
第 3 5 号議案		ふじみ野市教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則（可決）			
第 3 6 号議案		ふじみ野市立公民館条例の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令（可決）			
第 3 7 号議案		令和 8 年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針及び令和 8 年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項について（可決）			
第 3 8 号議案		ふじみ野市公民館運営審議会委員を解嘱することについて（可決）			
(午後 6 時 3 0 分)		○開会の宣告			
教育長		ただ今から、令和 7 年第 9 回定例教育委員会会議を開会いたします。			

	○会議録の承認
教育長	まず始めに、前回の定例会会議録の承認についてです。 事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。
各委員	(なし)
教育長	特にないようですので、会議録についてはこの内容で、承認してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、会議録につきましては、この内容で承認いたします。 後ほど、委員の皆様のご署名をお願いします。
	○教育長からの報告
教育長	次に、報告をさせていただきます。 (報告) 以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等はございますでしょうか。
各委員	(確認事項なし)
教育長	それでは議事に入ります。
	○一括説明の確認
教育長	委員の皆様には審議を円滑に進めるため、お諮りしたいことが1点ございます。 第34号議案「ふじみ野市立公民館条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則」、第35号議案「ふじみ野市教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則」、第36号議案「ふじみ野市立公民館条例の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令」については、関連した内容であるため一括して順にご説明させていただき、一括して質問を受け、1件ごとにお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、そのように決定いたします。

教育長	○本日の議事 本会議に提案させていただいた議事の件数は、報告事項 3 件、議案 5 件です。
教育長	○報告理由の説明 それでは、教育部長から報告事項 3 件の報告理由の説明をお願いします。
教育部長	(報告理由の説明)
教育長	○報告第 3 1 号 それでは、報告第 3 1 号「専決処理に関する報告について（令和 7 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 3 号）について）」、教育総務課長より報告をお願いします。
教育総務課長	まず歳入、学校教育課の教育事務費負担金 1,909 千円の増額補正です。後程、教育総務課の歳出予算で説明しますが、大井西中学校防球ネット改修工事の実施にあたり、川越市からの教育事務費負担金の増となります。大井西中学校では、現在、川越市在住の生徒 26 名を受け入れており、校舎の工事などに係る費用などは、その人数に応じた割合で川越市に負担いただいていることから、その分の増額補正になります。 次に歳出、教育総務課の中学校費、中学校施設管理事業の補正額 26,000 千円については、大井西中学校防球ネット改修工事に係る補正です。大井西中学校のグラウンド北東部側にあった雑木林が聴導犬の訓練施設として開発されたことにより、授業や部活動中に、ボールなどが防球ネットを越えて飛んでしまうのを防止するため、高さ 5 m、延長約 70m の既存の防球ネットを撤去し、新たに高さ 12m の防球ネットを延長約 70m に渡り新設するものです。 なお、本補正予算は 9 月 26 日の議会最終日に採決が行われる予定です。
教育長	川越市の児童については、本来、福原中学校区に属していますが、通うには相当遠いということで、当市で受け入れており、小学校では三角

	小で受け入れています。また、三芳地区も同様に若干名受け入れています。教育事務委託という形で受け入れていますので、学校を改修する際は、応分の負担をその自治体にお願いしているところです。 ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。
各委員	(なし)
教育長	この報告の内容については、よろしいでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	ありがとうございました。
	○報告第 3 2 号 次に、報告第 3 2 号「専決処理に関する報告について（財産の取得について）」、教育総務課長より報告をお願いします。 財産の取得内容は、ふじみ野市立上野台小学校の用地の取得についてです。本用地は、長年、国から借りている状況にある中で、今後、賃借料を支払い続ける将来負担と、購入した場合の比較検討を総合的に行い、将来的な財政負担の軽減を図るために、今回敷地の購入という判断に至り、6月の補正予算において12億円の予算を計上しました。 今回、8月7日に用地取得の担当課主導のもと、国と見積合わせを行い、面積21,046.77㎡の用地について、見積額が549,451,000円で決定しました。 取得の時期としては、9月の議会議決後、11月を目途に契約を行う予定となっております。 本用地は今後も学校用地として継続した活用を図っていく予定ですが、将来的には様々な活用が図られる場所として、市長部局とも連携しながら研究していきたいと考えております。
教育長	これまでの賃料はいくらでしたか。
教育総務課長	年間約2,500万円です。
教育長	約20年分を前倒しして購入した形になります。本来、12億円程度を予算措置していましたが、実際の購入金額は約5億5千万円となりました。

教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。
星野委員	予算は12億円ということですが、実際にはその半額程度で購入できた主な理由を教えてください。
教育総務課長	今回、予算を計上するにあたり、不動産鑑定士に鑑定評価いただいた価格を参考に一般的な借地権割合と学校用地として使用していることの減額割合を乗じて、12億円と算定いたしました。 今回、国と見積もり合わせを行うにあたって、不動産鑑定士の方にご協力いただきながら、もう少し下限で交渉できるのではないかとお話を伺っていたところです。また、同じ敷地内に放課後児童クラブ用地があり、この用地についても同様に国との見積合わせを行ったところです。放課後児童クラブ用地の方が、学校用地より先に見積合わせが行われたことから、その金額を踏まえた上で、今回、算出し決定したものです。
星野委員	今回、放課後児童クラブ用地についても、一緒に市が買い取るということでしょうか。
教育総務課長	その通りです。
星野委員	地図右下の第三校舎の一部はもともと市有地だったということでしょうか。
教育総務課長	その通りです。
星野委員	上野台小学校は、もともと火工廠があったということで、過去に土壌調査で様々なものが出てきたことがあると伺っておりますが、今後、市が買い取った後もそういった調査を継続していく予定はございますか。
教育総務課長	学校用地としてそのまま継続して使用することから、現在は検討しておりません。今後、改築や、大きく用途が変わる可能性がある場合は、土壌調査を行う必要があると思っております。
教育長	上野台小学校の建設時に調査をしており、現状では安全です。校舎を別の位置に建て替えるというような場合には、改めて土壌調査が必要となります。
茂井委員	さきほど、放課後児童クラブの用地も購入予定と伺いましたが、地図では含まれていないようですが。
教育総務課長	放課後児童クラブの用地取得につきましては、子育て支援課で取得す

教育長 教育総務課長	ることから、地図には含まれておりません。 予算の差額分の今後の取り扱いについても説明いただけますか。 財政部局より、金額が確定次第、12月補正にて減額補正を行うよう求められております。
教育長	他いかがでしょうか。
各委員	(なし)
教育長	この報告の内容については、よろしいでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	ありがとうございました。
	○報告第33号
教育長	次に、報告第33号「専決処理に関する報告について（財産の取得について）」、学校教育課長より報告をお願いします。
学校教育課長	文部科学省は、令和6年度から令和10年度までの5年間でGIGAスクール構想の第2期と位置づけており、この期間内に第1期で整備した児童生徒用タブレット端末の計画的な更新と予備機の整備を求めています。本市におきましては、昨年度、令和元年と令和2年に整備したタブレット端末の更新及び予備機として、2,684台のタブレット端末を購入いたしました。 今回、令和3年度に整備した児童生徒用タブレット端末の更新及び予備機として5,573台を購入することとなります。 9月議会の議決後、ただちに契約を締結し、12月末までに各校に整備することを計画しております。
教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。
吉野委員	タブレットの耐用年数については、4年程度を想定されているのでしょうか。
学校教育課長	5年を想定しております。
吉野委員	交換した古いタブレットについては、廃棄処分になるのでしょうか。 それとも、リサイクル施設等で部分的に部品等を取って使っていくのでしょうか。

学校教育課長	回収したタブレットのうち再利用可能なものについては、今後、予備機として各学校に配布していく予定です。
吉野委員	再利用可能かどうかは、どのように区別していくのでしょうか。
学校教育課長	現在、順次回収している最中ですが、GIGA スクール推進主幹を中心に再利用可能かどうか、学校から報告をいただくとともに、こちらでも確認を進めております。
吉野委員	可能であれば、廃棄よりもリサイクルやリユース、部分的にでも再利用していただくと環境にも良いのではないかと思います。
学校教育課長	台数がかかなり多いので、使える部品等について、ひとつひとつを詳細に吟味することは難しいのですが、可能な限り丁寧に確認してまいります。
星野委員	納品期限が 12 月 23 日までとありますが、実際に児童生徒が利用できるのはいつからになりますでしょうか。
学校教育課長	納期はそちらが期限となっておりますが、可能な限り早く納品をいただいて、年内、12 月ごろには使用可能となるように準備を進めております。
教育長	新しいタブレットは、今までとどう違うのかご説明いただけますか。
学校教育課長	子どもたちがタブレットを壊してしまう原因で、一番多いのが落下です。机の上や移動中に落として壊してしまうことが非常に多いので、今回は頑丈なものとするためタブレットケースを付けることにいたしました。生徒自身での取り付けは硬くて難しいので、学校にも協力していただき、取り付けを行っております。内部の CPU やメモリについても、従来のものよりも性能が向上しております。 また、今回、タッチペンを重視しており、書き心地がよく、今までよりも紙に書く時に近いような感触のものを採用しております。実際に授業で使っている学校では、漢字の書き取りやひらがなの練習等に使っており、非常に入力しやすい、使いやすいと好評を得ております。
教育長	どの程度の高さからの落下に耐えられますか。
学校教育課長	机の上から落としても問題がないことを確認しております。
吉野委員	現在、机にタブレット落下防止のために器具をつけていると思いますが、そちらは取り外すのでしょうか。

学校教育課長	継続して使用します。
教育長	すべての児童生徒のタブレットがこの機種に入れ替わるのはいつごろになりますか。
学校教育課長	児童生徒が約 9,000 人おりますので、今回はそのうちの 5,573 台を入れ替えることとなります。令和 6 年度に 2,684 台を更新しており、来年度、小学校 4 年生分約 800 台を入れ替えて終了となります。
教育長	使用していたタブレットの個人情報の取り扱いはどのようにになりますか。
学校教育課長	回収したタブレットの個人情報等につきましては、専門業者に依頼し確実にデータの消去を実施いたします。
教育長	このことについて、他ご質問・ご意見はございますか。
各委員	(なし)
教育長	この報告の内容については、よろしいでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	ありがとうございました。
	○提案理由の説明
教育長	次に、議案の審議に移ります。
	それでは、教育部長から議案 5 件の提案理由の説明をお願いします。
教育部長	(提案理由の説明)
	○第 34・35・36 号議案
教育長	それでは、冒頭でお諮りしたとおり、第 34 号議案「ふじみ野市立公民館条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則」、第 35 号議案「ふじみ野市教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則」、第 36 号議案「ふじみ野市立公民館条例の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令」についての説明を一括して、教育総務課長よりお願いします。
教育総務課長	第 34 号議案、第 35 号議案、第 36 号議案につきましては関連がございますので、一括にて説明させていただきます。 これらの議案につきましては、今月 9 月 28 日に施行される「ふじみ

教育長	野市公民館条例の廃止」に伴い、関連する様々な規則等に「西公民館」や「公民館」といった標記がございますことから、規則、訓令等に分けて整理し、一括の議案として提出させていただきます。 具体的には規則等に「西公民館」「公民館」等の標記があるものを削除する内容となります。 第34号議案では、関連する規則の整理として、第1条で「ふじみ野市教育委員会事務局組織規則」、第2条で「ふじみ野市教育委員会職員の職の設置に関する規則」、第3条で「ふじみ野市立図書館条例施行規則」、第4条で「ふじみ野市立福岡河岸記念館条例施行規則」、第5条で「ふじみ野市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」の一部について改正する内容となっております。 その他の改正内容としましては、第1条の「教育委員会事務局組織規則」において、社会教育課に新たに「地域学び係」を設け、西公民館業務を継承し、別表にて業務内容を記載いたしました。 次に、第35号議案では、公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則といたしまして、西公民館及び西公民館分室の表記を削除することに併せて、これまで記載のなかった「大井東中学校運動場照明施設」を加えるものとなります。 最後に、第36号議案では、関連する訓令の整理として、第1条で「ふじみ野市教育委員会決裁規程」、第2条で「ふじみ野市教育委員会文書規程」、第3条で「ふじみ野市教育委員会公印規程」、第4条で「ふじみ野市教育委員会職員被服等貸与規程」、第5条で「ふじみ野市教育委員会職員の勤務時間に関する規程」、第6条で「ふじみ野市立図書館サービス計画策定委員会設置要綱」についての一部について改正する内容となっております。 現在西公民館に配属されている職員は、今後、社会教育課 地域学び係に配属される予定です。人数につきましては若干の変更がある可能性がございます。 また、これまで西公民館に配置をしていた社会教育主事につきましては、常駐ではなくふじみ野ステラ・ウェスト、イースト交互という形での配置になりますが、利用者の皆さんの質問にお答えをしたり、ご要望
------------	---

	を伺ったりしながら、指定管理者とも調整を図っていくという役割を担います。 これまで、西公民館を利用されていた皆さんにご不便かけないように、今まで通りの形で、施設にとらわれない社会教育事業の実施を図っていきたいと考えています。 これらの案件について、一括して、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。
吉野委員	地域学び係の分掌事務について、今までと比べて新しい事項や、特筆した事項は何かあるのでしょうか。
社会教育課長	これまで西公民館の事業係で行っていた事業について、引き継ぐ形となります。
教育長	なお、今まで西公民館の分室がありましたが、そちらは新田会館として、協働推進課所管となりますので、記載はありません。
吉野委員	それ以外は、以前と同じということでしょうか。
社会教育課長	そのとおりです。
教育長	ほかにご質問はございますか。
各委員	(なし)
教育長	ご質問がないようですので、順にお諮りいたします。
各委員	まず、第 3 4 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
教育長	(賛成) 賛成総員と認め、第 3 4 号議案は、原案のとおり決定いたします。
各委員	次に、第 3 5 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
教育長	(賛成) 賛成総員と認め、第 3 5 号議案は、原案のとおり決定いたします。
各委員	最後に、第 3 6 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
教育長	(賛成) 賛成総員と認め、第 3 6 号議案は、原案のとおり決定いたします。
教育長	○第 3 7 号議案 次に第 3 7 号議案「令和 8 年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針及び令和 8 年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異

学校教育課長	動方針細部事項について」の説明を学校教育課長よりお願いします。 県費負担教職員の当初人事異動については、埼玉県が「教職員人事異動方針」及び「教職員人事異動方針細部事項」を定め、それに基づき進められております。ふじみ野市においても県の方針及び細部事項に則り進めるため、「令和８年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針」及び「令和８年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」を定めるものです。 県の方針・細部事項につきましては、勧奨退職について、昨年度と変更がありますので、後程ご説明いたします。他の項目については、昨年度と比べ、主な変更はありません。 「令和８年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針」をご覧ください。「１ 基本方針」は、（１）から（７）までの７点です。教育界の活性化、気風の刷新、適材適所の配置、人材育成、教育の機会均等、計画的な人事異動、新規採用教職員の配置、役職定年後の教職員及び再任用職員の配置、障害のある教職員の雇用などについて示されています。県の方針では、女性教職員の管理職への登用という文言が入っていますが、管理職への登用は、県が行うものであるため市の方針からは削除しています。 続いて、「令和８年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」をご覧ください。 １ 基本方針関係です。新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して配置されます。役職定年後の教職員や再任用職員については、役職定年時や退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置が原則となりますが、短時間勤務を希望している者もいることから、場合によっては他市で採用という可能性もあります。 ２ 転任・転補関係です。転任とは、市をまたいで異動すること、転補とは同一市内で異動することです。原則として異動を行わない者は、（３）のアからウに示されています。（１０）新規採用の教職員は、原則として採用後６年以内に他市町村へ異動となります。（１１）それ以外の教職員は、同一校在職１０年以内に異動を行います。県の方針とし
---------------	--

	て、特に7年を経過した者については、積極的に異動を行っております。（19）、（20）については、教職員の心身の状況や家庭状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行うこととされております。 3 人事交流関係です。埼玉大学附属学校等との人事交流は埼玉県教育委員会とふじみ野市教育委員会が協議の上、行うことになります。 4 その他です。こちらは昨年度からの変更点があります。（2）退職のイ、「勧奨退職については、学校職員勧奨退職取り扱い要綱に定めるところによるものとする。」の一文の後に、「令和7年度、退職の勧奨は原則行わない。ただし、勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応する。」という一文が追記されました。勧奨退職を行わない理由といたしましては、勧奨退職の目的が、「学校職員の人事の刷新を図ることにより、円滑な学校運営に資する」こととなっており、教職員不足の現状において退職の勧奨を行うことは、趣旨にそぐわないためとしております。（3）降任を希望する場合は、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要項」に基づき行います。 本日議決をいただきましたら、9月25日に開催する臨時校長会にて、市内小中学校長に対し、人事異動方針等について説明する予定です。
教育長	この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。
西山委員	勧奨退職の部分で大きく変更があるということでしたが、願い出る可能性がある職員の方は、ふじみ野市にどの程度いるのでしょうか。。
学校教育課長	毎年1～2名程度は勧奨退職を希望するものが出ております。 今年度については、1学期の間に校長が教職員一人ひとりと面談をしておりますが、いまのところは希望者はおりません。
吉野委員	勧奨退職について、「当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応する。」と記載されていますが、具体的にどのような対応となるのでしょうか。
学校教育課長	今現在、県の教育委員会の中で、想定していないような例外的な理由が出てくる可能性があるので、このように記載したと聞いております。

吉野委員	記載されている通り「令和7年度、退職の勧奨は原則行わない。」ということが、大原則になるということによろしいでしょうか。
学校教育課長	その通りです。
教育長	ほかにご質問はございますか。
各委員	(なし)
教育長	ご質問がないようですのでお諮りいたします。
	第37号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(賛成)
教育長	賛成総員と認め、第37号議案は、原案のとおり決定いたします。
	○第38号議案
教育長	次に第38号議案「ふじみ野市公民館運営審議会委員を解嘱することについて」の説明を社会教育課長よりお願いします。
社会教育課長	公民館運営審議会は、公民館長の諮問機関であり、公民館における各種事業の企画実施について地域住民の意思を反映させるための審議機関として、社会教育法第29条第1項及び、ふじみ野市立公民館条例第12条に基づき設置しているものでございます。 このたび、ふじみ野市立公民館条例を廃止する条例の施行に伴い、令和7年9月28日をもって本市の全ての公民館が廃止されることとなります。 先に説明させていただいた通り、本市公民館運営審議会につきましては、公民館条例に基づき設置しておりますが、現在任命されております名簿記載の委員14名につきましては、令和8年5月31日までの任期となっております。任期の途中ではありますが、公民館条例を廃止する日である令和7年9月27日付をもって委員を解嘱したいことから、本議案を提案させていただいたものです。 なお、委員の皆様には、これまで公民館の運営にご尽力いただきましたことに、あらためて深く感謝申し上げますとともに、感謝状を贈呈する予定です。 感謝状贈呈について、日時、場所等の詳細な説明をお願いします。
教育長	
社会教育課	

教育長	令和7年9月28日、西公民館内のギャラリーにおきまして、公民館運営審議会の皆様に、感謝状をお渡しすることを予定しております。
社会教育課	公民館運営審議会委員の皆さんは、ここで解囑ということについては既にご了承いただいているということでしょうか。
教育長	委員の皆様には、事前にご報告させていただき、ご了承いただいているところです。
各委員	この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いいたします。
教育長	(なし)
	ご質問がないようですのでお諮りいたします。
各委員	第38号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
教育長	(賛成)
	賛成総員と認め、第37号議案は、原案のとおり決定いたします。
	以上で、議案の審議を終了します。
教育長	○各課からの報告
	次に、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたら
各課長	お願いします。
教育長	(報告)
	ありがとうございました。
教育長	○次回の日程等
	続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。
	次回は、令和7年10月28日(火)午後6時30分から、会場は本庁舎3階A301会議室を予定しております。
各委員	なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
教育長	(異議なし)
	それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とします。
各委員	(了承)

教育長	○閉会の宣告 以上で、令和 7 年第 9 回定例教育委員会会議を閉会いたします。 ありがとうございました。
(午後 7 時 1 0 分)	